

全ての子供たちにとって 魅力ある学校をつくるために

富谷市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月

富谷市教育委員会

〇はじめに

今、教育職員の長時間にわたる勤務実態や業務量過多が全国的な問題となっています。このことについて、本市では令和元年7月に「富谷市立学校における学校の働き方改革に関する取組方針」を策定し長時間勤務の縮減に取り組んできたところです。しかし、月45時間超過の職員も未だ散見され、業務内容の精査や業務分担の適正化についても十分とは言えないのが現状です。学校教育の質は、そこに働く教育職員の資質・能力を十分に引き出し、組織として有機的に協働できることが必要です。

「学校における働き方改革」という言葉が生まれて久しいですが、ここに改めてその目的が“「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちにより良い教育を行うことにある”ことを確認し、全ての児童生徒にとって魅力ある学校をつくるための行動として、学校教育に関わる全ての関係者が、それぞれの権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を推進しなくてはなりません。業務の内容精査に加え、それにかかる時間の管理や健康を保つために必要な措置についてここに計画を策定し、全ての学校において着実に実行していきます。

この計画は作ることが目的ではなく、本市が求める学校教育の質的向上のために教育職員がそれぞれ持てる力量が発揮される環境づくりに生かされて初めて意味をもちます。今後は、より実効性のある取組の基盤となるよう、ホームページ等での実現状況の公表、教育委員会や総合教育会議への報告に加え、各地区の学校運営協議会等の機能も生かしながら、本計画の不断の見直しを図ってまいります。

目次

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 本市の現状 | 1 |
| 2 | 目標 | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 3 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 7 |

1 本市の現状

- 本市では、令和元年7月に「富谷市立学校における学校の働き方改革に関する取組方針」を策定するとともに、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、富谷市学校管理に関する規則の中に富谷市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規定を追加し、また客観的な方法（ICカード）での在校等時間の把握等により、勤務管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- その取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度については以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29時間	12.3%	0.5%
中学校	月38時間	39.0%	1.5%

- 時間外在校等時間では、45時間を超える割合が中学校で多い傾向が見られる。その要因としては、授業準備や校務分掌に関する業務、試験等の事務処理、部活動などの課外指導業務が挙げられる。今後、授業改革や業務の見直し、そして部活動地域展開などを進めることにより課題の解決に取り組んでいく。
なお、小学校においても教頭や特定の教育職員で45時間を超える割合が固定化している。その要因としては、報告文書の作成や校内外の調整業務、金管バンド指導などが挙げられる。今後、業務分担の見直しや複数指導体制の構築を進めることにより課題解決を図りたい。
- 慣例や伝統的な取組を改めるとともに、反省に基づく改善だけに頼ることなく、業務の目的に沿った効果を考えて協働的に仕事をするマインドを一人一人の教育職員が持てるようにすることが今日求められている。
- 以上のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が**45時間以下の割合を100%**にする。
- ② 1年間における**1か月時間外在校等時間の平均を25時間程度**にする。

なお、時間外在校等時間は限りなく「0」に近づくのが望ましいことを、市教育委員会として機会を捉え啓発していく。

(2) ワーク・ライフ・バランスや精神的健康等に関する目標

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする。【15.0日】
- ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を約6%まで減少させる。【約12%】

※【 】内は令和6年度分の数値

(3) 「幸せに働ける職場づくりアンケート」に関する目標

- ①「教職員として満足いく時間を過ごせている」とする割合を80%以上にする。
【66.8%】
- ②「仕事を通じて成長できている」とする割合を85%以上にする。【73.8%】
- ③「退勤時間を決め仕事をしている」とする割合を75%以上にする。【55.2%】

※【 】内は令和7年度調査の数値

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度の4年間

<達成目標>

年度ごとに以下の目標に照らして本計画の進捗状況に関係者で確認し、次年度の取組に反映させることとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①45時間以下の割合	小 85%	小 90%	小 95%	小 100%
	中 70%	中 80%	中 90%	中 100%
②1か月時間外在校等時間の平均時間	小 28時間	小 27時間	小 26時間	小 25時間
	中 35時間	中 30時間	中 27時間	中 25時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや精神的健康等に関する目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年次休暇の平均取得日数	15日	16日	17日	18日
②高ストレス者の割合	11%	10%	8%	6%

(3) 幸せに働ける職場づくりアンケートに関する目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①教職員として満足いく時間を過ごせている	70%	74%	77%	80%
②仕事を通じて成長できていると感じる	76%	79%	82%	85%
③退勤時間を先に決め仕事をしている	60%	65%	70%	75%

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を参考にした業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」**1**関係）
・スクールガードなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」**2**関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」**3**関係）

- ・教材費等は当面現行の口座振り込みによるが、より効率的な新しい仕組みの導入も検討する。
- ・修学旅行や卒業アルバム等、臨時集金は学校を通さない形を原則とする。
- ・給食費は全額公費負担とし集金は行わない。（令和5年度より）

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」**4**関係）

- ・「富谷市地域・学校・家庭をつなぐ取組」の地域コーディネーターに随時相談し、地域人材等との連絡調整を依頼する。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」**5**関係）

- ・令和8年度中に、市教育委員会内に困難な事案等に対応する相談窓口を設置するとともに、首長部局や県義務教育課とも連携して学校が弁護士等の専門家を活用できる体制を構築する。

※初期対応を誤り問題が複雑化する事例が後を絶たない。各学校において迅速かつ組織的な対応ができるよう、校長は研修の機会を設けるものとする。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」**6**関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・富谷市学校事務支援室にリーダーに加えサブリーダーを指名し、組織の強化を図るとともに、推進協議会等を通して校長会及び教育委員会が支援し、学校事務の効率化と平準化を推進する。

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」**7**関係）

- ・学校の広報資料は、学校だよりなどできるだけすでに作成したものを利用する。また、blogの部分は各学年が自ら発信するようにして多くの職員に広報の意識を高めるとともに、決裁の流れも簡便にする。

ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的保守・管理（「3分類」**8**関係）

- ・教育委員会の情報教育担当と学校が連携を図りながら、関連業者の協力も得て保守・管理に当たる。なお、最も手間がかかる年度更新時の作業については令和7年度末から外部委託とする。

エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」**9**関係）

- ・体育館等の管理業務は、教育職員が授業に付随して行う日常点検の他、月1回の安全点検を行う。
- ・地域開放施設の管理業務は、現行どおり生涯学習課が担当する。利用に当たっては、対象団体に「富谷市学校体育施設開放利用の手引き」の遵守を求め、守られない場合は生涯学習課が対応する。
- ・水泳学習の技術指導は、令和8年度から全ての学校において外部委託とする。それに伴い、プール管理業務は廃止する。（西成田教室を除く）

オ 校舎の開錠・施錠（「3分類」**10**関係）

- ・役割を教頭に固定することなく、自校の施設の実情を踏まえ職員間で相談の上、確実かつ効率的に実施できるよう分担する。

カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」**11**関係）

- ・各学年児童生徒の発達の段階や実態に応じて、特に小学校においては休み時間にどの程度の体制が必要か検討し、担任以外のマンパワーも活用しながら見守りを行う。

キ 校内清掃（「3分類」12関係）

- ・児童生徒への清掃指導は学校教育の良き伝統であるという前提に立ちつつも、より合理的で効果的な方法を児童生徒の発達段階に応じて考えさせる機会を設ける。

ク 部活動（「3分類」13関係）

- ・部活動には、共に一つのことに打ち込むという、今なお中学生の時代に必要な教育的な価値があることを確認したい。その上で、今日的な課題について、国や県の方針により富谷市学校部活動等地域展開検討協議会での協議を踏まえて富谷らしい地域展開を着実に推進する。
- ・富谷市部活動地域展開ロードマップにより、令和8年度中総体後には原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、週3日の活動とする。なお、令和10年度の中体連終了後、休日は地域展開に完全移行する。
- ・生徒の受け皿づくりについては、生涯学習課主導の下、地域クラブ設立支援や既存の公民館サークル・市民活動団体等の受け入れを促進し、学校と教育委員会が連携して取り組む。なお、活動場所については、令和8年度の中総体後から、地域展開に係る学校以外の団体の学校体育館や校庭の利用について十分に配慮する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応（「3分類」14関係）

- ・食に関する指導については、学校給食センターの栄養教諭等の参画を得て、食に関する指導の年間指導計画に基づき実施する。

イ 授業準備（「3分類」15関係）

- ・教材の印刷等は、「富谷市2050年ゼロカーボン戦略」の観点から紙の使用を控え、ICTを活用して効率的・効果的な授業準備を行う。

ウ 学習評価や成績処理（「3分類」16関係）

- ・校務支援システムの効果的な活用やペーパーテストに偏らない多様な学習評価を行うことにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・今日の学習指導の基本である指導と評価の一体化を踏まえ、形成的評価を生かして、その日の学習内容はその日のうちに補充指導に努める。

エ 学校行事の準備・運営（「3分類」17関係）

- ・学校行事の担当職員のみならず過重な負担がかからないよう、主副等で分担し経験を継承できるよう留意する。なお、事後評価にICTを活用して実施後速やかな反省・改善に努める。

オ 進路指導の準備（「3分類」**18**関係）

- ・進路指導担当と卒業学年担任のみではなく、他学年担任からも進路指導部に加え、学校として進路指導の経験継承ができるようにする。

カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」**19**関係）

- ・登校していない児童生徒への支援については、指導支援票に基づいて市教育支援センターや子ども家庭センター等と連携し、役割分担をしながら実情に応じた支援を行う。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への出席を要請し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員、英語等支援員、学校図書館指導員など、市独自で専門の人員を配置し、指導の充実を支援する。なお、そのマンパワーを最大限に生かすため、市教育委員会では支援員等対象の研修会を実施する。

（2）学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数は、年度当初の計画段階において標準授業時数を参考に**同時数で計画**する。

※これは児童生徒を早く帰宅させ業務に充てる時間を確保することが目的ではない。魅力ある学校づくりには、学校の中に教員と児童生徒が考えて使える時間と場が必要である。どのように使うかは、各学校で児童生徒の参画の下、丁寧に検討することが求められる

- ・退勤時間までの執務時間を確保するため、週当たりの授業時数などを時期に応じて計画的に設定し、児童生徒が下校後に授業準備や成績処理等に使える時間を確保する。特に、年度始めや終わり、長期休業日の前後など、その時間の使い方を職員間で十分に確認した上で実施する。
- ・勤務時間外の架電に対して、翌日連絡を促す通知機能を全校に設置する。
- ・校務のDXを推進し、各学校の創意工夫により効率化を図る。また、その取組については、教務主任者会や情報化推進リーダー会で共有し、横展開を図る。

※なお、生徒指導の案件など、全員で確実に理解し合うことが必要な内容については、実際に顔を合わせて短時間で打合せを持つことの方が効果的であることにも留意する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、教育委員会による面談に加え、医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題に関する相談窓口を設置する。〈宮城県公立学校共済〉
- ・ 長期休業中において年次有給休暇をまとめて連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促すメッセージを毎期発出する。
- ・ 定時退勤日を各学校が実情に応じて月4回以上設定するよう働きかける。また、夏季休業中には、各学校がまとまった休みがとれるよう「日直を置かない日」の期間設定を行う。

5 関連する取組及び今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、本計画の進捗状況を、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。(1月を想定)
- ・ 各学校の状況が本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における取組が進むよう、校長会や教頭会に加え機会を捉えて一人一人の教育職員に向け本計画の周知を行う。また、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなどの支援を行う。
- ・ 各学校においては、校長のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、学校の実情を踏まえた効果的な取組を実施するよう働きかける。
- ・ 公民館及び「富谷市地域・学校・家庭をつなぐ取組」の地域コーディネーターと緊密に連携しながら、地域の学校支援ボランティアを効果的に活用するよう働きかける。
- ・ 地域と共にある学校を目指し、令和9年度から市内全ての学校をコミュニティスクールに移行する。その中で、保護者や地域の方々に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容や当該学校の取組について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること、
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を実施
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を実施
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を実施
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等こまめに、事務職員や支援スタッフの協力を促しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就進先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協力を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画